

積算疑義申立手続の流れ

令和6年4月

彦根市総務部契約監理室

開札

※疑義申立て期間中は、落札決定を保留します。

金入り設計書の確認および疑義申立期間（開札日の翌日から起算して3日間、1日目および2日目は午前9時から午後5時まで、3日目は午前9時から正午まで）※金入り設計書の確認は窓口での閲覧(デジタルカメラ等の使用は可)とします。写しの交付はありません。閲覧できる対象者は、入札参加者に限ります。閲覧請求書が必要です。

設計または積算に誤りの疑いがある場合

設計または積算に誤りの疑いがない場合

疑義申立て

※積算疑義申立申請書を提出。発注担当課への持参に限ります。
※提出できる対象者は、入札に参加し、金入り設計書の閲覧をした者に限ります。

積算疑義として取り扱わないもの

- 積算疑義申立ての対象となる工事が特定できないもの
- 公表された設計図書等で確認できるもの
- 単価が合わない、複数想定できる等、積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- 申立て期間終了後に提出されたもの
- 入札参加者以外の者から提出されたもの、
- その他当該入札に直接関係ないもの

疑義申立ての取扱い決定・疑義申立ての回答(疑義申立期限日の翌日午後5時まで)

設計の積算に誤りがあった場合

設計の積算に誤りが確認できなかった場合

落札候補者に変更が生じる場合

落札候補者に変更が生じない場合

差額が設計額の1%を超える場合

差額が設計額の1%以内の場合

落札者が契約を望まない場合

落札者が契約を望む場合

入札無効

入札有効

再度入札

落札決定